

※火災による全焼・自然災害による全壊・流出、地震災害による半壊以上の損害は、  
行政の発行する「り災証明書」が必要です。それ以外の損害は、本申告書に代えることができます。  
公的な「り災証明書」をお出しいただける場合は、本申告書は不要となります。

## 1 加入物件の情報をご記入ください

共済契約者氏名	
共済契約者住所	<input type="checkbox"/> 加入物件所在地と同じ
加入物件所在地	
建物の所有者	<input type="checkbox"/> 共済契約者本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 生計を一にする二親等内親族 <input type="checkbox"/> その他（借家）
物件居住者	<input type="checkbox"/> 共済契約者本人が居住している <input type="checkbox"/> 共済契約者本人が居住していない ⇒共済契約者本人が居住していない場合のみ、居住している人に <input checked="" type="checkbox"/> チェックをつけてください <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 生計を一にする二親等内親族 <input type="checkbox"/> その他（貸家） <input type="checkbox"/> 誰も居住していない（空家）

## 2 被害の状況をご記入ください

※同一建物内からの漏水や、第三者の直接加害行為、車両の飛び込みによる場合は、裏面もご記載ください

損害を被った日	年 月 日	<input type="checkbox"/> わからない
被害をいつ発見しましたか	年 月 日	被害の発見者
損害原因		
損害箇所		
家財損害の有無	<input type="checkbox"/> 損害なし <input type="checkbox"/> 損害あり →家財契約がある場合は、別途「家財の被害状況申告書」にご記入ください	

記入日 年 月 日

## 第三者行為による損害に関するご申告

- ①同一建物内の他人の居室で生じた漏水、放水、溢水による水濡れ損害  
 ②第三者の直接加害行為による5万円以上の損害  
 ③車両の飛び込み  
 上記損害のご申請をされる場合は、以下の内容についてご申告ください。

### ① 警察への届け出に関して

②第三者の直接加害行為 ③車両の飛び込みについて、警察に被害届けをご提出済みの場合、以下にご記入ください。

届出日	年 月 日	警察署名		受理番号	
-----	-------	------	--	------	--

### ② 相手方の情報について下記にご回答ください。不明の場合はその旨ご記載ください。

氏名		加入者との関係	
住所/電話	〒 -		TEL ( )
個人賠償責任保険	加入あり ・ 加入なし ・ 不明	加入有の場合	請求済 ・ 未請求
※自動車保険	加入あり ・ 加入なし ・ 不明	加入有の場合	請求済 ・ 未請求

※③車両の飛び込み の場合のみご記載ください

### ③ 相手方への請求をされない場合、請求が不可能な場合は、以下にご回答ください。 (相手方の情報が判明している場合)

全教共済 火災・自然災害共済運営要綱第41条の2において、共済契約関係者は事故が発生したことを知ったときは、次の事項を履行しなければならない、と規定しております。

第三者に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含む。）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。

今回、相手方への賠償請求をされない・不能な場合は、理由を下記にご記載ください。

例) 相手が無保険で支払い能力がないため…など